

## イギリスの福祉権運動を訪ねて

岡山大学助教授 河野正輝

去る5月30日から7月1日まで約1カ月、フランス、イタリー、イギリス、西ドイツの4カ国を訪問。イギリス(ロンドン)には10日間滞在して、社会福祉サービス(personal social services)の法制と福祉権運動(action for welfare rights)について実情を見聞し、いくつか資料を入手することができたので、短期間の見聞にすぎないが、イギリスの福祉権運動について書きとめておきたいと思う。ただ入手した資料はすべて船便で送って、それらにまだ目をおせないでいるので、これから書くことは単なる印象記にすぎない。そのつもりでどうか読みながしていただきたい。

ご承知のように、国際社会福祉協議会日本国委員会では、去る4月、エセックス大学のピーター・タウンゼント教授を招き、講演会を開催されたが、その際、同教授がイギリスの福祉権運動として児童貧困問題活動グループ(Child Poverty Action Group)と申請者同盟(Claimants' Union)にとくに言及されていたことに注目された方々も少なかったと思う。実は、ちょうどその頃イギリスの社会福祉サービスの法制を調査するため渡欧の計画をたてていた筆者は、この機会に、ぜひ福祉権運動団体についても紹介状を得たいと思い、当時ピーター・タウンゼント教授の世話をされていた日本国委員会の根本嘉昭氏、ローレンス・トムソン氏にご相談したところ、両氏のご援助で、ピーター・タウンゼント教授の親切な紹介状を得ることができた。こんなわけで現地では丁寧なご案内をいただき、要領よく調査を進めることができた。本誌を

かりてご援助いただいた方々に厚くお礼を申し上げます。

ピーター・タウンゼント教授の紹介状を得て、筆者が廻ってみた福祉権運動団体は、先述のC. P. A. G. およびC. U. のほか障害者連合(Disability Alliance)、かつてケース・コン(Case Con)に属したハリー・フレッチャー氏である。C. P. A. G. は多子家庭の貧困問題を解決するために、一方で社会保障の権利ハンドブックなどを発行して、不当な行政に泣き寝入りしないよう啓蒙し、あるいはそうした人びとの苦情や相談に応じて、ときには補足給付不服審査会(Supplementary Benefit Appeal Tribunal)に不服申立てをすることで面倒をみたりするとともに、他方で調査活動をすすめて、こうした苦情や問題が出てくる原因を調べて、政府に法改正を求めるなどの理論的な活動を行なっている民間団体である。筆者が訪ねたルース・リスター女史の話では、C. P. A. G. のメンバーは現在全国で約2,500人、約60の地方支部をもち、年間予算約6万ポンド(日本円にしておよそ2,500万円、このうち約4分の1は政府の補助金による。イギリスでは一定の成果を上げた団体には、それが自主的運動団体でも補助金を支給する)ということであった。ロンドンのC. P. A. G. の事務所は大英博物館の近くのマックリン通りの一画、古いレンガ造りの建物のなかであって、もはや廃屋かと思えるような入口をはいると、2階がCitizens Right Office、3階がC. P. A. G. の事務所になっている。屋内は暗く、また出版したパンフレット類も狭い廊下を利用して並べてあり、やはり苦しい財政の事情のなかで自主的な活動を運営している様子がかがわれた。

障害者連合(D. A.)は、C. P. A. G. の成果にならって、障害者のかかえている主に所得保障問題からさらに福祉サービス、教育、職業問題にも及んで、C. P. A. G. と同じような個別的な啓蒙、相談の活動と理論的な調査活動を行なっている民間団体であるが、その組織は地域別障害別にわかれている50の障害者団体が連合して1975年につくられたもので、まだ実績がないだけに政府の補助金は引き出せないし、初めの2年間は非常に苦しかったと、オルガナイザーで理論的な調査活動も担当しているアイリーン・ローチ女史が述懐

していた。だから、初め、企業の出資あるいは故人の遺産からなる慈善基金に申し込んで補助金を受けて、ローチ女史1人の給料と印刷費を維持してきたが、ようやく本年度にはいって障害者の権利ハンドブックを発行するなどの啓蒙活動で一定の評価を受けて、しだいに軌道にのってきたということであった。

この二つの運動団体はいずれもピーター・タウンゼント教授の着想と指導によるもので、教授はこの二つの組織のいずれも議長を務めている。

ところで、この二つの団体がイギリスのミドル・クラスを組織した比較的穏健な運動体であるのに対して、申請者同盟 (Claimants Unioo) は、社会保障給付で生活している人びと、もしくはそれを受けなければ生活できない人びとが、自分たちだけで直接行政と闘うためにつくった、よりラディカルな組織である。こういう性格の組織であるから、C.P.A.Gよりもっと地域に草の根組織がはりめぐらされているのは当然であるが、しかしその組織は日本の労働組合などに比べると驚くほどゆるやかに見える。

同盟員の資格として4カ条の憲章(第1. 我らは生活できるだけの所得を請求する権利を有する。第2. その給付は我ら自身によって管理されるものでなければならぬ。第3. 我らは社会主義の政権を要求する。などの4カ条からなる)をかかげるだけで特別の組合規約はないし、全国で何人の同盟員がいるのかとたずねても、地方の支部によっては、まだ毎週一回の定期会合を持ってないところがある。また定期会合をもっている、その週によって会合に来る人の数は異っていて、要するにその時の会合参加者がイコール同盟員なのであるから、はっきり数はわからないといった返事である(全国の申請者同盟一覧表が手もとに届いていないので、正確ではないが、支部数はすでに100近く組織されていたように思う。同盟の会費も週一回の会合の途中で司会者が空カンで廻して各人の可能な拠出を求めるという方法によっていた。

筆者が直接訪ねたのは東ロンドン地区申請者同盟で、ちょうど週一度の定期会合を開くところであった。そこでの発言は早いやりとりがあったり、労災の被災者で発音の不鮮明な人がいたり、貧しい筆者の会話力ではほとんど

聞きとれなかったのであるが、2週に1度の給付の支払いを1週に1度に改めさせるためにどう行動するか、という共通議題から始まって、しだいにその週の会合に参加した1人1人の個別の要求、たとえば補正給付を受けている人の燃料費の支給の問題、退職婦人の年金と補足給付の関係の問題とかがあいついで出され、不服申立のやり方が検討されていた。

自分で給付の申請書や不服申立書を書けない人については、その週の会合を指導していた、いわゆる未婚の母たちが代って書いてやっていた。C.P.A.Gでも、D.A.でも専従で働いていた専門職員、ケース・ワーカーはすべて女性ばかりで、ヨーロッパではこのように女性の職場への進出を随所でみかけたが、クレイマンツ・ユニオンの運動では未婚の母がきわめて重要な役割を果たしていた。彼女たち自身、社会保障の専門教育を受けたわけではなく、生活に困って、このクレイマンツ・ユニオンの門をたたいて援助を受けているうちに、今や法制度に通暁して組合の運動を指導する役割を果たしているということであった。「夜はこのようにボランティアで活動して、昼はどういう職についているのか」と尋ねてみたら、「昼はずーっと母親よ」という返事がかえってきた。つまり彼女たちは働いてはいないわけである。これをイギリス病のあらわれとみるべきかどうか、クレイマンツ・ユニオンの運動自体に貧乏人の勝手なエゴイズムを排し、本来の生活の主体性を取り戻すだけの力量がそなわっているかどうか検討すべき事柄であろうが、ともかく筆者の会った未婚の母たちは、真面目で、子供思いで、他人の生活問題にも優しく真剣だったように思う。

その夜の20数名の参加者のなかには、そうした「未婚の母」が4、5名、若い失業者が1名、黒人が数名のほか、労災の被災者、退職婦人、長期療養者などがみられた。2、3名を除くと全体としてこれらの人びとの外観からうける生活水準は低く、一般勤労世帯の消費生活水準との落差はわが国のそれをすぐ連想させるほどであった(もちろん、これはその夜の印象にすぎないから、日英の保護基準の比較はより全体的、客観的にみなければならない)。ともかく、ありあわせのカンにつめた「きざみ煙草」をうんと細く紙にまいて大事そうに

口にはこんでいた光景は印象に残っている。その夜、10時半頃に会議が終了したあと、未婚の母たちとパブに出かけた。パブではビール小ジョッキ1杯いが約30ペンス(約130円)。東ロンドンのクレイマンツ・ユニオンのあった地区は貧しい下町を再開発し、団地にかえつつあるような一画だったが、彼女たちが「こここそ本当のロンドン。あなたが泊っているマーブル・アーチはロンドンではない。」と言い放ったのを記憶している。

さて、ラディカルな若いケース・ワーカーたちの組織、ケース・コンは尋ねていってみると、すでに一定の役割を終えて1977年に解消、これらのケース・ワーカーたちは公務員組合(NALGO)に加入して、労働組合運動のなかで福祉権問題がとり上げられるように行動しているということであった。クレイマンツ・ユニオンの人たちとケース・ワーカーたちの間には抜きがたい不信、敵愾心があるが、しだいにクレイマン・ワーカーにも労働組合と連帯、共同行動をとっていくごきみられるということであった。

こうした各階層の社会保障の権利運動(イギリスで Action for Welfare rights という場合、社会保障=所得保障に対する権利運動をさして、ほとんど社会福祉サービスを含まない。その点で、わが国で、Welfare rights を「福祉権」と訳すことには若干問題がないわけではない)をこなしているオルガナイザー、調査研究員は、筆者が紹介を受けた範囲内ではすべて労働党員であって、同党に批判をもちながらも、その中で行動している人たちであった。同党のそのような幅の広さをあらためて感じたしである。

帰国の途上、森嶋通夫・ロンドン大学教授の「イギリスと日本」を読んで、旅行中見聞したことと考えあわせ大いに参考になった。森嶋教授が強調されるように、我々もイギリス病をこそむしろ積極的に受け入れるべきなのであろう。市民1人ひとりの人間性を大事にし、自由尊重し、かつそれを社会保障制度の思想的基盤とするためにも。(1978年7月31日)

## フランス雑感

亜細亜大学

藤井良治

総選挙の終わった直後の3月末から4月末までの1か月、フランスに滞在しました。わが国でもその前後の状況は詳しく報道されていますが、フランスでは新聞、雑誌が総選挙に敗れた左翼陣営の内紛、とくに共産党のそれを連日報じていました。左翼連合勝利の夢は曇気楼のように消え、結局はお互いを批難する罵声だけが残ったようです。

訪仏の目的はいくつかありましたが、今回の目的の1つは、10数年ぶりでフランス厚生省(私が最初に行ったとき、労働、人口、保健、社会保障を統括する社会問題省でしたが、現在は、保健と社会保障が1つの省で労働と別になっており、官房や人事、予算局は共通である)を訪問することでした。しかしかつて私が世話になったブロック女史はじめ、何人かの知人は皆定年で退官しており、やや心配でしたが、社会保障局の手紙では、P氏がよろしく取計るであろうとのことでした。フランス到着後、早速P氏に電話すると、愛想のよい声が電話の向うから響きました。月曜日に役所の方へ来るようにとのことで、ちょうど週末だったので、もし退屈だったり困ったことがあったらP氏の家に電話するよう自宅の電話番号まで教えてくれました。当日厚生省にP氏を訪ねると、改めて当方の関心事についてやフランス滞在の目的などを話し、とくに財政調整について聞きたいという希望を伝えました。仕事については午後から関係者に連絡をとろうということになり、午前中は10数年まえのフランスで